

**地域密着型サービス事業者等  
指定申請に係る事前協議**

**令和8年度  
実施要項**

**令和8年4月**

**鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室**

## 第1 事前協議の趣旨

鳥取市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービス提供を行う地域密着型サービス事業者等の指定にあたっては、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の2第4項の規定に沿って、「鳥取市介護保険等推進委員会（地域密着型サービス等部会）」による意見を反映させ、適切なサービスの確保に努めています。

これらの指定手続きの円滑な実施及び指定事業者の基準等に適合した適正な運営の確保を図るため、開設しようとする者と市との間で事前に協議を行うものです。

## 第2 対象とするサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護
地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護 ※サテライト型含む	看護小規模多機能型居宅介護 ※サテライト型含む
介護予防支援	

※上記以外の地域密着型サービスについては、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」において計画的に整備を行っているため、別途公募により指定予定事業者の選定を行っています。

## 第3 申出

本件事前協議に申し出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としてします。

- ア 法人であること。（看護小規模多機能型居宅介護については、法人又は病床を有する診療所を開設している者）
- イ 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第2項第4号の2から第12号に該当しない者であること。
- エ 法人の代表者若しくは役員又は管理者予定者（看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者を含む）が、鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第2号に掲げる暴力団員に該当しないこと。また、法人又は事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第6条に定める者の支配を受けておらず、今後も受けないこと。

## 第4 開設までの流れ

手続き	期日		備考
事前相談	随時		
	※事業所の新規開設を希望する事業者は、事業概要を説明するため市に事前相談を行う。		
事前協議受付	令和8年5月1日 ～20日	令和8年11月1日 ～20日	

書類審査 (指導・修正)	令和8年6月	令和8年12月	
鳥取市介護保険 等推進委員会 (地域密着型サ ービス部会)	令和8年7月	令和9年1月	意見 聴取
事前協議 結果通知	令和8年8月上旬	令和9年2月上旬	
指定申請受付	指定予定日の前々月の末日まで		
	※事業所整備等が終了した事業者から順次手続きを進める。		
指定審査	申請書類を受理後、随時		
指定	令和8年10月 ～令和9年3月 の各月1日	令和9年4～9月 の各月1日	
	※事前協議結果通知送付月の <u>翌々月から6月の範囲内</u> で指定日を定めることができる。 ただし、補助事業の活用により施設整備を行う場合などは、結果通知送付月の <u>翌々月から1年の範囲内</u> で指定日を定めることができる。		

## 第5 事前協議にあたって

### (1) 具体的な手続き

事前相談 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の新規開設を希望する事業者は、事業概要を説明するため、市に事前相談を行ってください。</li> <li>・事前相談を経していない申し出については、事前協議申出書を受理できない場合があります。</li> <li>・必ず<u>電話</u>で来庁日時をお約束の上、新規開設予定事業所の概要を説明できる書類をご持参ください。</li> </ul>
--------------	--

<p>事前協議書類 の受付期間 (前期：5月1日 ～20日) (後期：11月1日 ～20日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類の様式については、鳥取市公式ウェブサイト（下記URL）よりダウンロードできます。 <a href="https://www.city.tottori.lg.jp/page/4342.html">https://www.city.tottori.lg.jp/page/4342.html</a></li> <li>・書類の作成に伴う費用は全額事業者負担となります。</li> <li>・ご提出いただいた書類の返却はいたしませんので、提出書類は控えをお取りください。</li> <li>・<u>書類の提出後に、虚偽記載や申し出の要件を満たさない等の事実が発覚した場合は、指定対象としません。</u></li> </ul>
<p>受付期間 の最終日</p>	<p><u>書類の提出締切（厳守）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり電子申請サービス（下記URL）により事前協議書類を提出してください。 <a href="https://s-kantan.jp/city-tottori-u/offer/offerList_initDisplay.action">https://s-kantan.jp/city-tottori-u/offer/offerList_initDisplay.action</a> (手続き名：地域密着型サービス事業者等事前協議書類)</li> <li>※書類の提出にあたり、利用者登録は不要です。</li> </ul>
<p>審査 (前期：6～7月) (後期：12～1月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類審査（基準に適合したものとなるよう、必要に応じて書類の修正を依頼します。）</li> <li>・鳥取市介護保険等推進委員会（地域密着型サービス等部会）から意見を聴取します。</li> <li>・事業所設置に活用する土地・建物が自己所有でない場合、現在の所有者に賃貸借に関する同意が取られているか確認をする場合がありますので、ご承知ください。</li> </ul>
<p>結果通知 (前期：8月上旬) (後期：2月上旬)</p>	<p>事前協議結果通知書により、事業者へ通知</p>
<p>結果通知が 送付されて以降</p>	<p><u>事業所指定申請書類提出（地域福祉課指導監査室）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結果通知送付月の翌々月から6月（補助事業の活用を行う場合などは1年）の範囲内の各月1日を指定日とします。 前期：10月～令和9年3月の各月1日 後期：令和9年4～9月の各月1日</li> <li>・指定申請書類は、指定を受けようとする月の前々月の末日までにご提出ください。</li> </ul> <p>結果通知が令和8年8月に送付された場合、8月中旬に指定申請書類をそろえてご提出いただければ、最短で「令和8年10月1日」を指定予定日として申請していただくことが可能です。</p>

## (2) 提出書類

1部

## (3) 事業計画作成の際の注意点

事業計画は、介護保険事業者として適切な運営をすることを見据えて、「鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下「基準条例」）、「鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、「鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針」を遵守した内容で立案する必要があります。

特に設備に関しては、事業計画を提出する段階で、介護保険事業者指定基準や建築基準法関係法規以外にも、介護保険サービス事業所として、高齢者の安全の確保や職員の適切な介護サービスの提供に配慮された設計であるかどうかを検討する必要があります。

これは、設備に関する問題点は早い段階で解消しておかないと、開設後にご利用者や介護職員に対して負担をかけることになり、適切な運営が難しくなるからです。

## (4) 基本方針の策定

基本方針は、基準条例に基づき、サービスごとに示されています。例えば、小規模多機能型居宅介護では以下のとおりです。

### 基本方針 第82条

指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

持続可能な事業経営を行うためには、地域のニーズに見合った基本方針や理念をしっかりと立て、介護保険事業者としての役割を認識したうえで地域住民や関係機関と連携を保ちながら、利用者に適切なサービスを提供することが大切です。

## (5) 用地・建築・地域団体等に関する調整事項

(※以下は全て小規模多機能型居宅介護の例を掲載しています。基準条例は各サービスで異なりますので、基準に沿った内容となるよう、それぞれご確認ください。)

ア 立地条件について

- ① 立地条件は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが定められているサービスもあります。

事業所の立地 第87条第4項

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

- ② 都市計画（市街化調整区域、工業専用地域、特別用途地域、地区計画等）や農業振興地域制度（農業振興地域内の農用地区域）、建築協定などのまちづくりルールにより、それぞれの根拠法令等から福祉施設を設置することができない地域もあります。事業所用地における都市計画等に関する内容を確認し、関係諸官庁と調整を行ってください。
- ③ 土砂災害等の危険がある区域等に該当していないことや、緊急車両が通行できる道路があることなども重要です。

イ 建築基準法等の関連法規に基づく手続きの調整

- ① 基準条例において、次のように定められています。

設備基準 第87条第1項

指定小規模多機能型居宅介護は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- ② 基準条例のほか建築基準法や消防法等の関係法規を遵守した計画であることが前提です。事業計画の審査においても、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した計画であることが求められます。事業計画書に添付する設計図面や建築関係機関との相談・協議記録等で設置をしても問題がない計画であるかを確認します。
- ③ 建築基準法等の関連法規に基づく手続きについては、計画内容により様々ですが、特に改修工事においては、建築基準法に基づく検査済証の有無を確認し、建築確認申請の用途変更必要性の有無や建築関連条例の適用有無等の確認をする必要がありますので、必ず関係機関への確認をお願いします。

ウ 整備に伴う医療連携や地域連携等

- ① 基準条例により、協力医療機関や、地域との連携が義務づけられています。

協力医療機関 第104条第1項

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

- ② 定期的な往診や通院だけでなく、緊急時（特に夜間帯）にすぐに連絡が取れる協力体制を構築しておくことが重要です。

- ③ 認知症について、専門的見地から助言いただける医師や医療機関との連携も大切です。

地域との連携 第109条において準用する第60条の17第3項

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- ④ 基準条例により、地域密着型サービスについてはサービスごとに運営推進会議又は介護・医療連携推進会議の設置（メンバーや開催頻度等）についても規定されています。

このことから、事前協議書類を提出する前には必ず事前に地元への説明を行ってください。また、説明にあたっては「鳥取市に指定申請し、指定要件等を全て満たしていることが条件であるため、事業化されない場合がある」ということをお伝えいただくことや、「当社はこのような実績があります」といった、法人概要の説明が先行しすぎないように、十分注意してください。

単に、事業計画を作成するためのやり取りではなく、地域密着型サービスの理念に基づいて、事業所開設後も近隣住民や自治会町内会、地域包括支援センター、民生委員、医療機関等と良好な協力関係が築けるように工夫していただき、早期の段階から調整を始めてください。

## (6) 収入の少ない方に配慮した宿泊費等の検討

宿泊費や食費等のサービス料金の検討に当たっては、収入の少ない方も利用できるような宿泊費や食費等の設定に配慮してください。(※特に施設整備に補助金を活用される場合は、積極的に検討してください。)

## 第6 開設に伴う補助金について

地域密着型サービス事業所の開設に伴う費用については、補助金を活用できる場合があります。補助の概要と問い合わせ先を以下のとおり示しますので参考にしてください。

なお、補助金は本市の要望が県に採択され、かつ鳥取市議会において予算の議決が得られた場合に事業化されます。よって、補助金の申請を希望される事業者におかれましては、補助金を受けられない場合があることを予めご了解の上、書類を提出してください。

### (1) ハード補助金

対象経費は、建築費・改修費です。

※補助金交付対象は「開設事業者」です。土地所有者等（開設事業者でないもの）が直接建設する場合については、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

※設計費は補助の対象には含まれません。

## (2) ソフト補助金

対象経費は、施設の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、人件費などです。

## (3) 補助金に関するお問い合わせ先

補助金の対象サービス・内容等については、本市長寿社会課にお問い合わせください。なお、工事等が完了していないと事業所の指定を行うことができませんので、補助金の申請を希望される場合は早めにお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

鳥取市福祉部長寿社会課  
〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地（鳥取市役所本庁舎 1 階）  
TEL 0857 - 30 - 8211  
FAX 0857 - 20 - 3906  
Email choju@city.tottori.lg.jp

## 第7 事前協議に関するお問い合わせ・連絡先

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室  
〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地（鳥取市役所本庁舎 4 階※）  
※令和8年5月1日より鳥取市役所本庁舎1階になります。  
TEL 0857 - 30 - 8204  
FAX 0857 - 20 - 3043  
Email shidokansa@city.tottori.lg.jp

<事前協議関係書類>

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/4342.html>

<指定関係書類>

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/4339.html>

<とっとり電子申請サービス>

[https://s-kantan.jp/city-tottori-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/city-tottori-u/offer/offerList_initDisplay.action)

（手続き名：地域密着型サービス事業者等事前協議書類）

		別表（様式）
文書の名称		様式番号
サービス名称		
事前協議申出書		様式第1号
事前協議申出書類 一覧表	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第2号の1
	夜間対応型訪問介護	様式第2号の2
	地域密着型通所介護	様式第2号の3
	（介護予防）認知症対応型通所介護	様式第2号の4
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	様式第2号の5
	看護小規模多機能型居宅介護	様式第2号の6
	介護予防支援	様式第2号の7
事業計画書	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第3号の1
	夜間対応型訪問介護	様式第3号の2
	地域密着型通所介護	様式第3号の3
	（介護予防）認知症対応型通所介護	様式第3号の4
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	様式第3号の5
	看護小規模多機能型居宅介護	様式第3号の6
	介護予防支援	様式第3号の7
代表（開設）者経歴書		様式第4号
管理者経歴書		様式第5号
介護支援専門員経歴書		様式第6号
計画作成担当者経歴書		様式第7号
土地利用・建築に係る関係機関との協議状況		様式第8号
資金計画		様式第9号
収支予算書	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第10号の1
	夜間対応型訪問介護	様式第10号の2
	地域密着型通所介護	様式第10号の3
	（介護予防）認知症対応型通所介護	様式第10号の4
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	様式第10号の5
	看護小規模多機能型居宅介護	様式第10号の6
	介護予防支援	様式第10号の7
誓約書		様式第11号
基準チェックシート	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第12号の1
	夜間対応型訪問介護	様式第12号の2
	地域密着型通所介護	様式第12号の3
	（介護予防）認知症対応型通所介護	様式第12号の4
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	様式第12号の5
	看護小規模多機能型居宅介護	様式第12号の6
	介護予防支援	様式第12号の7
事前協議中止申出書		様式第13号